

鳥取県告示第245号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月3日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人因幡万笑の会	鳥取市気高町北浜三丁目158	スマイルセンター倉吉	東伯郡北栄町江北88	生活介護、児童デイサービス	平成24年3月30日
社会福祉法人和	倉吉市福庭町一丁目365-2	ボン・チャンス	倉吉市福庭町一丁目365-2	生活介護	平成24年4月1日
社会福祉法人あゆみ会	倉吉市海田西町二丁目251	トーゲン倉吉	倉吉市寺谷331	短期入所	〃